

令和 7 年度 第 2 回 介護職員等による喀痰吸引等（特定の者対象）の研修

◆介護職員等研修

○介護職員等による研修の流れ

【介護職員等研修：基本研修（講義・シミュレーター演習）】

介護職員等に対し、講義・演習の研修を実施します。

指導者となる看護職員等も受講可能です（必須ではありません）。

※介護職員等が再受講の場合は現場演習から始めることができます。



筆記試験の正答率が 9 割以上

【介護職員等研修：基本研修（現場演習）】

実際に利用者のいる現場において、指導看護師が行う喀痰吸引等をみながら利用者ごとの手順に従って演習を実施し、プロセスの評価を行います。



【介護職員等研修：実地研修】

（基本研修終了翌日 ～令和 8 年 1 月 9 日）

指導看護師等の指導の下、介護職員等に所定の実習を実施します。

実地研修を受けた介護職員等に対し、特定の者ごとの実施方法を考慮した上で、評価を行っていただきます。



県社会福祉協議会に実地研修における実地報告書（別紙様式 1）及び実地研修用評価票を提出

（令和 8 年 1 月 1 6 日必着）

※評価票の全ての項目について、指導者の評価が連続 2 回「手順どおりに実施できる」と認めた場合に、実地研修の修了を認めます。

県社会福祉協議会より介護職員に対し修了証明書の交付

※詳細については、指導者マニュアル及び実地研修実施要領を参照してください。

◆指導者養成研修（指導者となる看護師も受講する場合）

介護職員等が喀痰の吸引等を実施するために受講することが必要な研修（基本研修・実地研修）の講師及び指導者を養成することを目的としています。

○指導者養成研修の流れ

【指導者養成研修】

「指導者用マニュアル及び DVD」を用いた自己学習



指導者養成事業報告書（アンケート）の提出

県社会福祉協議会より受領書を交付

※指導者養成事業報告書の提出後、受領書の交付までには1週間程度時間を要します。